

# ホール使用料 —令和元年10月1日改訂版—

(単位 円)

区分			前納使用料		後納料金(使用日当日精算)							
			基本 使用料	山武郡 市広域 市町村 圏外割 増使用 料	割増使用料						入場料 非徴収 の場合	冷暖房 使用料
					1,000 円未満	1,000 円以上 2,000 円未満	2,000 円以上 3,000 円未満	3,000 円以上	営利その 他これに 類する場 合			
施設	使用日	時間										
大ホール	平日	9:00~ 12:00	16,500	8,250	6,600	9,900	13,200	16,500	13,200	3,300		
		13:00~ 16:30	27,500	13,750	11,000	16,500	22,000	27,500	22,000	5,500		
		17:30~ 21:30	33,000	16,500	13,200	19,800	26,400	33,000	26,400	6,600		
		9:00~ 21:30	71,500	35,750	28,600	42,900	57,200	71,500	57,200	14,300		
	土・日・休日	9:00~ 12:00	19,800	9,900	7,920	11,880	15,840	19,800	15,840	3,960		
		13:00~ 16:30	33,000	16,500	13,200	19,800	26,400	33,000	26,400	6,600		
		17:30~ 21:30	39,600	19,800	15,840	23,760	31,680	39,600	31,680	7,920		
		9:00~ 21:30	85,800	42,900	34,320	51,480	68,640	85,800	68,640	17,160		
小ホール	平日	9:00~ 12:00	5,500	2,750	2,200	3,300	4,400	5,500	4,400	1,100		
		13:00~ 16:30	8,800	4,400	3,520	5,280	7,040	8,800	7,040	1,760		
		17:30~ 21:30	11,000	5,500	4,400	6,600	8,800	11,000	8,800	2,200		
		9:00~ 21:30	22,000	11,000	8,800	13,200	17,600	22,000	17,600	4,400		
	土・日・休日	9:00~ 12:00	6,600	3,300	2,640	3,960	5,280	6,600	5,280	1,320		
		13:00~ 16:30	10,560	5,280	4,180	6,380	8,470	10,560	8,470	2,090		
		17:30~ 21:30	13,200	6,600	5,280	7,920	10,560	13,200	10,560	2,640		
		9:00~ 21:30	26,400	13,200	10,560	15,840	21,120	26,400	21,120	5,280		

## 注

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「山武郡市広域市町村圏」とは、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の区域をいう。
- 大ホール又は小ホールの使用料は、楽屋、楽屋事務室、浴室及び主催者控室の指定使用分を含む。
- 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。  

$$\{(使用料 / 各貸出時間分) \times 1.3\} \times 超過時間$$
- 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

# 展示室、会議室等使用料 —令和元年10月1日改訂版—

(単位 円)

区 分		前納料金		後納料金 (使用日当日)
施設	時間	基本使用料	割 増 使 用 料	
			山武郡市広域市町村圏外割増使用料	営利その他これに類する場合
展示室	9:00～21:30	16,500	8,250	13,200
会議室(1)	9:00～12:00	1,540	770	1,230
	13:00～16:30	1,760	880	1,400
	17:30～21:30	2,090	1,040	1,670
	9:00～21:30	6,380	3,190	5,100
会議室(2)	9:00～12:00	2,750	1,370	2,200
	13:00～16:30	3,190	1,590	2,550
	17:30～21:30	3,630	1,810	2,900
	9:00～21:30	11,440	5,720	9,150
練習室	9:00～12:00	1,760	880	1,400
	13:00～16:30	1,980	990	1,580
	17:30～21:30	2,420	1,210	1,930
	9:00～21:30	7,370	3,680	5,890
和室(1) (水屋付)	9:00～12:00	990	490	790
	13:00～16:30	1,100	550	880
	17:30～21:30	1,320	660	1,050
	9:00～21:30	4,070	2,030	3,250
和室(2)	9:00～12:00	660	330	520
	13:00～16:30	770	380	610
	17:30～21:30	880	440	700
	9:00～21:30	2,750	1,370	2,200

## 注

- 1 「山武郡市広域市町村圏」とは、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の区域をいう。
- 2 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- 3 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。  

$$\{(使用料 / 各貸出時間分) \times 1.3\} \times 超過時間$$
- 4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。